○農林水産省告示第九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県木曽郡木祖村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下伊那郡豊丘村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び豊丘村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県長野市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

長野市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○防衛省告示第十一号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年一月十八日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成三十年一月二十五日から同年三月二十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日、平成三十年三月二十一日を除く。

区　域　北九州沖海面の次の㋐から㋓までの四点を順次結んだ線及び㋐の点と㋓の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

㋐　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

㋑　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

㋒　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

㋓　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十二号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年一月十八日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成三十年一月二十五日から同年三月二十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日、平成三十年三月二十一日を除く。

区　域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の㋐から㋔までの十点を順次結んだ線及び㋐の点と㋔の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

㋐　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

㋑　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

㋒　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

㋓　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

㋔　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十三号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年一月十八日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成三十年一月二十五日から同年三月二十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日、平成三十年三月二十一日を除く。

区　域　沖縄島北方海面の次の㋐から㋒までの三点を順次結んだ線、㋒と㋓を北緯二六度二二分一四秒東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、㋓と㋔を結んだ線及び㋔と㋐を同点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度二四四メートルまでの間

㋐　北緯二七度〇五分二六秒　東経一二六度四二分五九秒

㋑　北緯二七度〇四分四五秒　東経一二六度三九分〇五秒

㋒　北緯二七度三〇分一四秒　東経一二五度五六分五三秒

㋓　北緯二八度一七分一四秒　東経一二七度〇七分五三秒

㋔　北緯二七度三二分〇二秒　東経一二七度二五分三五秒

㋕　北緯三一度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

㋖　北緯三一度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

㋗　北緯三一度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒

㋘　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒

㋙　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒